

「コミュニティに重大な影響を及ぼす恐れのあるプロジェクトの環境アセスメント作成原則を定める布告」

日本貿易振興機構（ジェトロ） バンコクセンター編

※本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力： Thai Keizai Publishing Co., Ltd. 社

コミュニティに重大な影響を及ぼす恐れのあるプロジェクトの環境アセスメント作成原則を定める布告

●環境クオリティ、天然資源及び健康面でコミュニティに重大な影響を及ぼす恐れのあるプロジェクトまたは事業のための環境影響分析報告書の作成における原則、方法、行動規則及び指針を定める天然資源・環境省布告

一般的なプロジェクトまたは事業における報告書の審査と違った態様を有するコミュニティに重大な影響を及ぼす恐れのあるプロジェクトまたは事業のための環境影響分析報告書の作成及び審査により、並びにタイ王国憲法第六七条の指針に全て従った審査プロセス実施があるようにするために、仏暦二五三五年国家環境クオリティ振興保全法令の第四六条及び第五一条の内容に基づき権限に依拠して、天然資源・環境大臣は国家環境委員会の承認により以下のように環境クオリティ、天然資源及び健康面でコミュニティに重大な影響を及ぼす恐れのあるプロジェクトまたは事業のための環境影響分析報告書の作成における原則、方法、行動規則及び指針を定める。

第一項（アセスメント作成義務）

コミュニティに重大な影響を及ぼす恐れのある官公庁、国営企業または民間のプロジェクトまたは事業は、以下のように環境クオリティ、天然資源及び健康面でコミュニティに重大な影響を及ぼす恐れのあるプロジェクトまたは事業のための環境影響分析報告書を作成しなければならない、住民及び利害関係者の意見を聴取するプロセスを用意し、本布告末尾に定めた原則及び方法に基づき手続きを進める前に独立機関が見解を付与するようにする。

一・一、告示された、または本法律もしくはその他の法律に基づき定められたプロジェクトまたは事業を環境クオリティ、天然資源及び健康面でコミュニティに重大な影響を及ぼす恐れのあるプロジェクトまたは事業とする。

一・二、国家環境委員会が設置した環境クオリティ、天然資源及び健康面でコミュニティに重大な影響を及ぼす恐れのあるプロジェクトまたは事業についての訴えに対する小委員会が、訴えから三〇日以内に環境クオリティ、天然資源及び健康面でコミュニティに重大な影響を及ぼす恐れのあると判定したプロジェクトまたは事業。

第二項（アセスメント作成者）

本布告に基づく報告書作成者は、環境影響分析報告書作成権を有する者として許可を受け、天然資源・環境政策企画事務局に登録した者でなければならない。ここに、当該環境影響分析報告書の作成について報告書作成権を有する者の許可及び手続きに係る規定のある別の法律がある場合、報告書作成権を有する者はその法律の規定に基づく許可も得なけ

ればならない。

第三項（専門家委員会への提出）

天然資源・環境政策企画事務局が第二項に基づく報告書作成者から報告書を受領した時、
仏暦二五三五年国家環境クオリティ振興保全法令の第四八条に基づき手続きをとり、
仏暦二五三五年国家環境クオリティ振興保全法令の第四九条に規定された審査のために、
環境影響分析報告書審査専門家委員会に提出する。

第四項（国の意見聴取）

環境影響分析報告書審査専門家委員会が環境影響分析報告書を承認した時、
天然資源・環境政策企画事務局はそのプロジェクトまたは事業の責任者である国の部署、
もしくはプロジェクト許可者である国の部署に専門家委員会の審査結果を送付し、
当該部署は住民及び利害関係者の意見を聴取するようにする。ここに、
布告末尾書類に基づき定めた住民及び利害関係者の意見聴取手続きに従う。

第五項（独立機関の審査）

専門家委員会が環境クオリティ、天然資源及び健康面でコミュニティに重大な影響を及ぼす恐れのあるプロジェクトまたは事業についての環境影響分析報告書を承認した時、
天然資源・環境政策企画事務局はその承認を受けた報告書とともに専門家委員会の見解及び
環境影響防止及び軽減策の重要部分のまとめを独立機関に送付し、責任ある国の部署の
手続きまたは許可がある前に見解を付与してもらう。

第六項（内閣に提出するケース）

内閣の承認を求めなければならない官公庁、国営企業のプロジェクトまたは事業、
もしくは民間との共同プロジェクトである第一項に基づくプロジェクトまたは事業である場合、
天然資源・環境政策企画事務局は専門家委員会の見解、独立機関の見解、及びそのプロジェクト
または事業の責任者である部署の住民及び利害関係者の意見聴取報告を国家環境委員会に提出し、
内閣の検討材料とする。

第七項（施行日）

本布告は官報公示日の翌日から施行する。〔官報公示日は二〇〇九年一月二十九日〕

仏暦二五五二年一月二十九日布告

スウィット・クンキッティ

天然資源・環境大臣

末尾書類

a、環境クオリティ、天然資源及び健康面でコミュニティに重大な影響を及ぼす恐れのあるプロジェクトまたは事業についての環境影響分析報告書作成の指針は以下からなる。

1、重要部

1・1、以下の重要部から構成される要約版報告書。

1・1・1、プロジェクトまたは事業の詳細、及び関連事業。

1・1・2、プロジェクトまたは事業地の写真と地図、並びにプロジェクトから影響を受けるかも知れない周辺の環境構成要素を示す5万分の1または適当な縮尺に基づく地図。

1・1・3、プロジェクトまたは事業地選定とプロジェクトまたは事業の実施方法に加え、提出指針選定の事由と論点。

1・1・4、重要な環境への影響を示す報告に加え、当該影響の防止・解決策及びソーポーロー・1書式に基づく検査追跡策。

1・1・5、環境クオリティ、天然資源及び健康面でコミュニティに重大な影響を及ぼす恐れのある影響のまとめに加え、当該まとめの事由もしくは原則を示す。

1・2、以下の重要部分から構成される本報告書。

1・2・1、前書き／プロジェクトまたは事業の由来、目的、プロジェクトまたは事業実施の必要性の事由、報告書作成の目的、学術枠及び研究方法に言及する。

1・2・2、プロジェクトまたは事業地／プロジェクトまたは事業地の写真と地図、並びにプロジェクトまたは事業から影響を受けるかも知れない周辺の環境構成要素を示す5万分の1または適当な縮尺に基づく地図。

1・2・3、プロジェクトまたは事業の詳細／明瞭な全体像を示すことができる詳細、すなわちプロジェクトまたは事業地の種類、規模、当該プロジェクトまたは事業の関連プロジェクトまたは事業の実施方法などに加え、方位及び適当な縮尺を示したプロジェクトまたは事業の土地利用設計図。

1・2・4、現時点の環境／再生可能種と再生不可能種に分類して無生物、生物両面の天然資源及び環境の写真を伴った詳細、人の利用価値及び生活の質の価値の詳細、周辺の状況地図を付したプロジェクト地周辺の現在の問題状況、プロジェクト全体の土地利用、プロジェクトの実施により長期的及び短期的に影響を受けるかもしれない周辺地の土地利用を示す。

1・2・5、プロジェクトまたは事業実施における選択方法の評価及びプロジェクトまたは事業により生じるかもしれない影響の評価。

(1) プロジェクトまたは事業実施における選択／環境クオリティ、天然資源及び健康

上述の当該プロジェクトまたは事業についての健康影響評価は、以下のように天然資源・環境省の天然資源・環境政策企画事務局が策定した仏暦二五五二年一二月版のタイ国の環境影響分析報告における健康影響評価の指針、もしくは国家健康委員会事務局の公共政策により生じた健康面の影響評価の原則、方法に一致させるためプロセスを増やすことによる改定増補に従う。

1、住民、利害関係者及び諸セクターが健康面の影響評価における懸念点及び指針提出に参加できるようにするため、並びに健康影響評価を最大限十全なものとするため、プロジェクトまたは事業主、もしくはプロジェクトまたは事業の実施許認可申請人は、健康影響評価の範囲及び指針を定める公共の場を用意し、当該健康影響評価の範囲及び指針の決定事項を専門家委員会に送付する。ここに、健康影響評価の範囲及び指針の定めるにあたっての意見聴取手続きは、布告末尾書類 c・1 に定めたところに基づく意見聴取の指針に従って実施しなければならない。

2、環境クオリティ、天然資源及び健康面でコミュニティに重大な影響を及ぼす恐れのあるプロジェクトまたは事業の環境影響分析報告における健康影響評価には、少なくとも以下の健康への影響を及ぼす要素を含む研究がなければならない。

2・1、土地資源、水資源、漁業資源、森林資源、生物多様性、鉱物資源及び生態系であるかを問わず、天然資源の態様及び利用の変化。

2・2、危険物の生産、輸送及び保管。このとき全種類の危険物の種類、量及び生産、輸送、保管方法を知らせる。

2・3、ゴミ、廃棄物、危険廃棄物、廃水、汚染ゴミ、熱、大気汚染、粉塵、光、音、臭い、振動及び放射線であるかどうかを問わず、建設、生産プロセス及びその他のプロセスによる廃棄物及び健康への危険物の発生及び放出。

2・4、呼吸、摂食、皮膚接触など身体に入り組むルートとなっているかを問わず汚染及び身体への危険物との接触、プロジェクトまたは事業の労働者または従事者の接触、プロジェクトまたは事業の周囲住民の接触。

2・5、地域の職業、雇用及び労働様態の変化、及びプラス・マイナス両面の影響。例えば労働上のリスクや災害、及び地域のいずれかの住民グループの主要な生活の基礎となっている生態系・資源、商品・サービスの消費循環の変化。

2・6、コミュニティ内外の住民及びコミュニティの関係の変化及び影響。特に住民及び労働者の移動、コミュニティの公共地の増減、及び当該プロジェクトまたは事業の実施により生じる対立。

2・7、宗教施設、住民の信仰地または地域コミュニティの儀式場所、歴史上重要な土地、及び重要史跡など重要性を持った土地、もしくは美術文化遺産である土地の変化。

2・8、ある特定グループ住民、特に子供、障害者、高齢者、片親、少数民族など弱者グループへの特定もしくは重大な影響。

2・9、プロジェクトまたは事業と関係する住民の健康の振興、疾病防止、治療及びリハビリなど公衆衛生セクターの資源及び準備。並びに影響追跡、疾病検査能力、及び生じるかもしれない災害への対応のための実施、データベースシステム構築前の健康状況データの準備。

3、健康影響評価報告を十全なものにするため、プロジェクトまたは事業主、もしくは許認可で法律に基づく義務を有する部署は、環境クオリティ、天然資源及び健康面でコミュニティに重大な影響を及ぼす恐れのあるプロジェクトまたは事業の環境影響分析報告原案の再点検のために公聴会を開き、住民・利害関係者・公衆の意見をまとめた報告書に加え、見解及び説明を審査してもらうため専門家委員会に送付する。環境及び健康影響分析報告書原案の再点検における意見聴取手続きの原則は、布告末尾書類 c・3 に規定した住民及び利害関係者の意見聴取の指針に従う。

c、環境クオリティ、天然資源及び健康面でコミュニティに重大な影響を及ぼす恐れのあるプロジェクトまたは事業の環境影響分析手続きにおける住民及び利害関係者の意見聴取の指針

c・1、環境及び健康影響評価の範囲及び指針の規定における住民及び利害関係者の意見聴取手続き

1、プロジェクトまたは事業主は、住民、利害関係者及び関係する部署が環境及び健康影響評価における懸念点及び指針の提案に参加できるように、並びに環境及び健康影響評価を十全なものにするために、環境及び健康影響評価の範囲及び指針を決めるために公聴会を開く。

2、環境及び健康影響評価の範囲及び指針を決めるための公聴会開催は、以下のプロセスに従い実施しなければならない。

2・1、天然資源・環境政策企画事務局、国家健康委員会事務局、及び公衆に1ヶ月以上前もって開催を事前通知しなければならない。公衆への通知は3チャンネル以上の公共コミュニケーション手段のチャンネルを通じて知らせ、関心ある部署及び公衆があまねく参加準備できるようにする。

2・2、プロジェクトの由来、必要性、資金源、実施に当たっての手続き及び指針を示すプロジェクト書類を公開し、環境及び健康に影響を及ぼす要素に係る初期データを提出するとともに、健康影響評価の範囲及び指針を定める提案をしなければならない。このとき公聴会開催の一五日以上前に、3チャンネル以上の公共コミュニケーション手段のチャンネルを通じて知らせ、関係者及び公衆が事前に検討できるようにする。

2・3、環境及び健康影響評価の範囲及び指針を決めるに当たって意見提出を望む住民、利害関係者及び関係部署が便利に事前登録できるようにするため、登録制度を用意する。

2・4、住民及び利害関係者の意見聴取手続きは、関係者及び公衆が環境及び健康影響

評価における懸念点、関連データ及び指針を提出できるように、二時間以上かつ全公聴会開催時間の半分以上の時間を割かなければならない。

2・5、公聴会開催後も、一五日以上連続して、2チャンネル以上を通じて意見聴取のチャンネルを設けなければならない。

3、プロジェクトまたは事業主、もしくはプロジェクトまたは事業実施許認可申請人は、環境及び健康影響評価を実施するために、関係者及び公衆の意見をまとめた報告書を作成し、環境及び健康影響評価の範囲及び指針とともに天然資源・環境政策企画事務局に送付し、公衆への公開のために国家健康委員会事務局に送付する。

c・2、環境クオリティ、天然資源及び健康面でコミュニティに重大な影響を及ぼす恐れのあるプロジェクトまたは事業の評価、及び環境影響分析報告書の作成段階における住民及び利害関係者の意見聴取手続き

環境クオリティ、天然資源及び健康面でコミュニティに重大な影響を及ぼす恐れのあるプロジェクトまたは事業の評価、及び環境影響分析報告書の作成段階において、プロジェクト主または環境影響分析報告書作成者は、天然資源・環境省天然資源・環境政策企画事務局により策定された住民参加及び環境影響分析報告書における社会的影響評価の指針に基づき、広く住民及び利害関係者の参加と意見聴取があるようにする。このときプロジェクト主または環境影響分析報告書作成者は以下の原則に従わなければならない。

1、環境影響分析報告書作成者は環境影響分析報告書を作成中のプロジェクトまたは事業に係る事実関係を公開する。このとき少なくとも以下のデータがなければならない。

1・1、プロジェクトまたは事業の種類、規模、生産力及び事業地規模に係るデータ。プロジェクト実施により生じる諸側面における汚染に係るデータ。水源もしくは（もしあれば）プロジェクトまたは事業からの廃水または廃棄物の受け入れ地として使用される公共地。健康に影響を及ぼす恐れのある要素に係るデータ。

1・2、環境及び健康影響評価の指針、（もしあれば）環境及び健康への影響の防止及び軽減措置。

1・3、プロジェクトまたは事業の実施を開始できる時期。

1・4、プロジェクト主または法律に基づく許認可権限を有する部署の名称、追加データを要求するための電話番号及び連絡場所。

1・5、住民及び利害関係者の意見を聴取する日時及び場所。

1・6、1・1～1・5に基づくデータの掲示板。このとき住民及び利害関係者が便利にアクセスでき、データを読める設置場所及び規模でなければならない。

2、住民及び利害関係者の意見の調査及び聴取において、環境影響分析報告書作成者は、プロジェクトまたは事業の名称、住民の意見調査または聴取の目的、目標及び論点を明瞭に提示する。このとき各論点の調査事項はそのプロジェクトまたは事業の詳細と一致したものでなければならない。

3、意見調査及び聴取においては、当該プロジェクトまたは事業の実施により環境及び健康上影響を受ける恐れのあるエリア内のコミュニティの生活様式を理解するためのデータ収集及び研究を重視すべきである。

4、環境影響分析報告書作成者の意見調査及び聴取は以下の方法によりこれをなす。

4・1、各人への聞き取り。

4・2、郵便、電話、ファクシミリ、通信ネットワークシステムまたはその他の方法による意見表示。

4・3、住民及び利害関係者がデータを受け取り、プロジェクトに責任のある国の機関へ意見表示できる機会を設ける。

4・4、少数グループとの対話。

4・5、ワークショップ会議。

4・6、関係する、または利害を有するグループの代表者レベル会議。

5、環境影響分析報告書作成者は住民及び利害関係者の意見調査後、意見調査終了日から一五日以内にプラス・マイナス両面の意見調査結果をまとめ、プロジェクトまたは事業が立地する場所の県天然資源・環境事務所、県保健事務所、郡役所、郡保健事務所、地方行政機構・行政区長・集落長のオフィス、及び国の保健サービス所の住民及び利害関係者がアクセス、視認しやすいポイントに掲示する。ここに当該諸所への環境影響分析報告書の掲示は一五日以上でなければならない。

c・3、環境クオリティ、天然資源及び健康面でコミュニティに重大な影響を及ぼす恐れのあるプロジェクトまたは事業の環境影響分析報告書原案の再点検における住民及び利害関係者の意見聴取手続き

1、プロジェクトまたは事業主は、環境クオリティ、天然資源及び健康面でコミュニティに重大な影響を及ぼす恐れのあるプロジェクトまたは事業の環境影響分析報告書原案の再点検の場を設け、住民、利害関係者及び関連部署が環境影響分析報告書原案の正当性及び十全性を検査し、追加のデータ、事実関係及び意見を提出できるようにする。

2、環境影響分析報告書原案の再点検のための公聴会開催は以下のプロセスに従って実施しなければならない。

2・1、天然資源・環境政策企画事務局、国家健康委員会事務局、及び公衆に1ヶ月以上前もって開催を事前通知しなければならない。このとき公衆への通知は3チャンネル以上の公共コミュニケーション手段を通じて実施する。

2・2、環境影響分析報告の原案正本を公開し、公聴会開催の一五日以上前に、3チャンネル以上の公共コミュニケーション手段のチャンネルを通じて知らせ、関係者及び公衆が事前に検討できるようにしなければならない。

2・3、環境影響分析報告書の原案再点検の場は、関係者及び公衆が原案に対し追加のデータ、事実関係及び意見を提出できるように、三時間以上かつ全開催時間の半分以上の

時間を割かなければならない。

2・5、公聴会開催後も、一五日以上連続して、2チャンネル以上を通じて意見聴取のチャンネルを設けなければならない。

3、プロジェクトまたは事業主は、住民及び利害関係者の意見をまとめた報告書を作成し、プロジェクト主、許認可機関またはその他の関連機関の説明及び見解とともに、天然資源・環境政策企画事務局に送付し、公衆への公開のために国家健康委員会事務局に送付する。

d、許認可機関による住民及び利害関係者の意見聴取手続き

1、許認可権限を有する国の部署は、一人の委員長と二人以上四人以下の委員からなる住民及び利害関係者の意見聴取委員会を設置しなければならない。

委員長及び委員はその件でプロジェクトまたは事業との利害関係があってはならず、委員のうち三分の一以上は公務員、国会議員、地方議員または地方行政者でない者から任命する。

2、住民及び利害関係者の意見聴取委員会は以下の実施をなす。

2・1、当該意見聴取のあるプロジェクトまたは事業に係る詳細を研究する。

2・2、全方面の関係者の利便性を考慮して意見聴取の手続き、方法、場所及び時間を定める。

2・3、意見を提出したい住民及び利害関係者が意見聴取委員会に登録できるように、意見聴取日の一五日以上前もって、プロジェクト建設地及び近接地で一般に普及する日刊紙一部以上に三日以上公告する。登録受付は五日以上の期間でなければならない。

2・4、登録した住民及び利害関係者に当該意見聴取日を通知する。その意見聴取期間は一五日以上でなければならない。

2・5、そのプロジェクトまたは事業の許認可権限を有する国の部署のオフィス、そのプロジェクトまたは事業が立地する地方行政機構のオフィス、及び意見聴取を実施した国の部署のウェブサイトで公開することにより、当該プロジェクトまたは事業に係るデータ、ニュースを公開、告知する。ここに当該意見聴取開始日の一五日以上前に実施する。

意見聴取委員会は各方面の反対点、諸面での影響を考慮し、弾性、誠実性、公正性をもって、明確で、学術的原則に沿った、最大限真実性を伴った許認可機関の判断を構成するデータを取得できるようにしなければならない。

3、意見聴取委員会が意見聴取を終えた時、少なくとも以下からなる意見聴取報告をなす。

3・1、委員、登録し会議に参加した住民、利害関係者の氏名。

3・2、意見聴取の手続き、方法、日時、場所に係る事実関係のまとめ。

3・3、文字による住民及び利害関係者の全意見の記録。

3・4、適性、影響、その他の選択及びその他の提言面での意見聴取から得られた結果

要旨。

4、意見聴取委員会は意見聴取手続きが終了した日から一五日以内に、3項に基づく報告とともに関係部署の説明を設置した国の部署に提出し、その報告は公開書類及びウェブサイト上で公開した書類であるものとみなす。

5、許認可権限を有する国の部署は住民及び利害関係者から得た意見とともに関係部署の説明を判断材料にしなければならず、当該プロジェクトまたは事業における各論点の判断事由を文字で説明し、公開するとともにウェブサイト上で公開する。

*ソーポーロー 1 書式／重要な環境への影響、環境影響防止及び解決策、及び環境影響追跡検査措置を示す報告

ソーポーロー 2 書式／環境影響分析報告

ソーポーロー 3 書式／環境影響分析報告書作成保証書

ソーポーロー 5 書式／環境影響分析報告書作成者名簿

ソーポーロー 6 書式／環境影響分析報告書提出の詳細、事由を示す書式は省略します。

(おわり)